

令和8年6月定例農業委員会議事録

1. 日 時		令和 8 年 6 月 2 6 日 午 後 1 時 3 0 分			
2. 場 所		松 浦 市 文 化 会 館 リ ハ ー サ ル 室			
3. 農業委員の出席状況 (○出席 ☒欠席 ㊦遅刻 ㊧早退)					
○ 1番	宮本 国男	☒ 2番	瀬川 靖典	○ 3番	松本 由美子
☒ 4番	末武 章	○ 5番	引地 国弘	☒ 6番	大石 恵子
○ 7番	武部 利弘	○ 8番	崎村 康子	○ 9番	前田 秀一
○ 10番	宮本 章	○ 11番	坂本 康弘	○ 12番	濱崎 稔
○ 13番	久保 繁徳	○ 14番	大田 重敏	○ 15番	野中 孝
☒ 16番	金子 秀幸	○ 17番	山内 重年	○ 18番	須藤 正文
○ 19番	佐々木 龍二				
出席農業委員数 15名 在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。					
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)					
○ 川久保 稔美 ☒ 山下 勝美 ○ 松本 美徳 ○ 松本 伸雄 ○ 山口 康明 ○ 長谷川 壽幸					
○ 山口 信也 ○ 前田 將直 ○ 松瀬 竹虎 ☒ 新見 哲也 ○ 高田 良彦 ○ 渡口 学					
○ 松尾 茂 ☒ 紙本 政信 ○ 徳田 詳吾 ○ 松本 覚二 ○ 小林 重喜 ○ 松崎 美喜雄					
5. 農業委員会以外の出席者					
6. 事務局職員の出席者					
局 長 金 子 恵 子		次 長 田 畑 徹 二		係 長 桃 田 忠 邦	
主 事 補 川 崎 涼		主 事 池 洗 彦		参 事 坂 本 豊 子	
7. 議 長		佐 々 木 龍 二			
8. 議事録署名委員の指名					
15 番 野中 孝			17 番 山内 重年		

【事務局長】

皆様こんにちは。雨が続く中ご出席いただきまして有難うございます。そして日頃から農業委員会の業務にご理解とご協力をいただき本当に有難うございます。雨がずっと続いています但皆様様の所は大丈夫でしたか。数日前までは雨がなかなか溜まらなくて田植えが出来なかった所も、今回の大雨でそれは解消されたと思っていましたが、今はずっと雨が降り続けていますので、被害の方が心配になってきております。梅雨に入って気温や湿度が高くなったかと思えば、急に冷えたりと体調を崩しやすい時期ですので、皆様も無理をされずに体調にはお気を付けてください。それでは定刻となりましたので、只今から令和8年度第3回目となります6月の農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。本日の欠席委員さんは農業委員2番瀬川委員、4番末武委員、6番大石委員、16番金子委員、推進委員2番山下委員、10番新見委員、14番紙本委員です。農業委員会等に関する法律第27条第3項規定による過半数以上出席いただいておりますので定足数に達しております。よって総会が成立していることをご報告いたします。

松本委員さんと松崎委員さんから皆様にお礼を申し上げたいということですのでお願いしたいと思います。

(松本委員、松崎委員から農業委員会からの香典に対するお礼のごあいさつ)

それでは佐々木会長のご挨拶をいただきまして総会に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

【会 長】

あらためまして皆様こんにちは。今日までの3日間、断続的ではありますが、大雨が降っています。田畑などへの被害は無かったでしょうか。去る6月4日に梅雨入りして、現在、梅雨真っただ中です。先日、担当地区の農地を回っていたら、降りしきる雨の中、合羽を着てキャベツの収穫作業をされている男性農業者の方がおられました。農畜産業では、雨に打たれながらも仕事をやらなければならない厳しさがあると存じます。この時期になると毎年、私は大好きな日本画家 堀文子さんの言葉を読み返します。その言葉とは、じめじめと降り続く梅雨を誰もが嫌うが、低く垂れたいぶし銀の空の下で、水田や森の緑は底光りするほど冴え渡る、そして雨と霧に濡れ、森の国日本の風景が神々しいほど光り輝く、私の大好きな季節です。日本画家堀文子さんの言葉です。堀文子さんは数年前に満百歳まで長生きされました。堀さんは梅雨に対してプラス思考です。さて、市報まつうら6月号のホットニュースにも掲載されていましたが、当農業委員会の農業委員の前田秀一様が栄えある叙勲を受章されました。消防功労での危険業務従事者叙勲・瑞宝単光章の受賞です。誠におめでとうございました。遅くなりましたが、この場でご紹介させていただきました。心より祝意を表します。また、全国農業新聞5月29日号の我がマチの農業委員のコーナーに当農業委員会農業委員の崎村康子様の記事と写真が掲載されました。見出しに苦労活かし人に寄り添う、そして畜産農家、6次化にも意欲という見出し付きで、崎村様の農業委員と畜産農家のお仕事へのひた向きさが感じられ深い感銘を覚えました。結びになりましたが、5月から始まりました地域計画の区域見直しに係る協議の場が来年3月まで各地区ごとに開催されます。農業委員、推進委員の皆様のご協力を宜しくお願い申し上げます。それでは本日の総会、宜しくお願いいたします。

【議 長】

それでは議事録署名人の指名に移ります。農業委員15番、野中委員、同じく17番、山内委員にお願いします。続きまして、報告事項に移ります。議案書1ページ、農地法第3条の3の規定による届出（相続）、申請事件の処理状況及び提案事件の集計表について事務局の説明をお願いします。

【事務局】

それでは、報告事項についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。農地法第3条の3の規定による届出（相続）でございます。1件でございます。被相続人は星鹿町北久保免

■■■■氏、■■■■氏です。相続人は星鹿町北久保免■■■■氏です。農地の表示は星鹿町北久保免字勢ノ巣■■番から字防田■■番までの田3筆、畑11筆 計14筆の合計面積6972.61㎡です。被相続人の■■■■氏は令和2年3月26日に亡くなられ、当時、相続人であった■■■■氏が相続されました。その後、令和7年8月5日に■■■■氏が亡くなられ、この度、相続人の■■■■氏が令和8年4月24日に相続登記が完了したということで、令和8年5月19日付けで届出があり、同日受付をしております。

次に申請事件の処理状況です。農地法第5条関係が2件ございます。5月に審議いたしました転用申請で、譲渡人の■■■■氏、■■■■氏、■■■■氏、■■■■氏の4人と譲受人の株式会社■■■■代表取締役■■■■氏とのトレーラーハウスホテル用地、来客用駐車場及び展示スペースへの転用申請分と、譲渡人の■■■■氏と譲受人の■■■■株式会社 代表取締役■■■■氏との資材置き場への転用申請については、いずれも令和8年6月15日付けで長崎県知事の転用許可がおりております。

最後に提案事件の集計表です。この後の付議事項で審議いただく内容となっております。農地法第3条の所有権移転が3件、非農地証明願が2件、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請分が10件、内1件が農業委員関係分です。また、荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてが4筆分ございます。最後に、松浦市遊休農地解消事業補助金交付要綱（案）の新規制定についてをご審議いただきます。私からの説明は以上でございます。

【議 長】

事務局の説明が終わりました。各委員さんから只今の報告について何かございますでしょうか。

はい、無いようですので報告どおりとさせていただきます。それでは付議事項に入ります。2ページ議案第30号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

議案第30号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてです。本件は、農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可又は不許可をご審議いただくものです。議案は2ページです。事件番号1です。譲渡人は、調川町下免■■■■氏、譲受人は、志佐町庄野免■■■■氏です。土地の所在は、志佐町庄野免字深町■■■■、■■■■、■■■■、■■■■番の計4筆です。申請事由は、双方で合意がなされ経営規模拡大のため売買により所有権の移転を行うものです。■■■■氏は認定農業者ではありませんが、水稻を精力的に作付けされております。農業従事者は3名、農業従事日数は年間150日であり、その他、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

事件番号2です。譲渡人は、佐賀県佐賀市兵庫北三丁目■■■■氏、譲受人は、今福町木場免■■■■番地■■■■氏です。土地の所在は、今福町木場免字桑ノ木■■■■、■■■■の計2筆です。申請事由は、双方で合意がなされ経営規模拡大のため売買により所有権の移転を行うものです。■■■■氏は認定農業者ではありませんが、水稻を精力的に作付けされております。農業従事者は3名、農業従事日数は年間200日であり、その他、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

事件番号3です。譲渡人は、福岡県太宰府市五条四丁目■■■■氏、譲受人は、福島町土谷免■■■■番地■■■■氏です。土地の所在は、福島町土谷免字白米■■■■、■■■■の計2筆です。申請事由は、双方で合意がなされ経営規模拡大のため贈与により所有権の移転を行うものです。■■■■氏は認定農業者ではありませんが、水稻や畑を精力的に作付けされております。農業

従事者は2名、農業従事日数は年間150日であり、その他、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上、ご審議をお願いします。

【議 長】

それでは地元委員さんのご意見を伺います。まず事件番号1番について、農業委員18番、須藤委員をお願いします。

【須藤委員】

農業委員18番、須藤です。〇〇さんは〇〇さんの田んぼの隣接地で沢の管理、水管理きちんとされており問題ないと思います。よろしくお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。続きまして事件番号2番につきまして農業委員15番、野中委員をお願いします。

【野中委員】

15番、野中でございます。今ご紹介がありましたように〇〇氏は女性の方なんですけど、佐賀市に住所を構えられているという事が一点、もう一点が〇〇氏の自宅のほんの前のというような圃場の条件でございまして、経営規模拡大には適地と思われれます。宜しくご審議お願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。続きまして事件番号3番について、農業委員14番、太田委員をお願いします。

【太田委員】

農業委員14番、太田でございます。譲渡人の〇〇さんと譲受人の〇〇さんとは義理の兄弟関係にありまして、先ほど説明があったとおり、本人同士で譲渡をされたという事でございます。実質的な管理は10年前から〇〇さんがなされており、そういう関係で別に問題はないかと思われれますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。以上です。

【議 長】

ありがとうございました。事件番号1番から3番について、地元委員さんからの説明がございました。それでは事件番号1番から3番について、一括して審議いたします。各委員さんから何かご意見はございませんでしょうか。

無いようですので、議案第30号農地法第3条の規定による所有権移転の許可については、申請のとおり決定することといたします。

続きまして3ページ、議案第31号非農地証明願いについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

議案第31号非農地証明願についてです。現況が非農地化し、かつ、一定の条件に適合する土地については、農業委員会が農地法の適用対象外であることを証明する非農地証明書を交付することができるとされています。交付の基準は非農地証明事務取扱基準第3証明基準に記載があり、

(1)農地法施行(昭和27年10月21日)以前から現況が農地以外の土地であったもの。(2)風水害等の自然災害により農地性を喪失し、農地に復元することが著しく困難なもの。(3)おおむね10年以上耕作放棄され、かつ、将来的にも農地として使用することが著しく困難な土地のうち、次の全ての要件を満たすもの。1. 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に掲げる農用地区域内でないこと。2. 農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地内でないこと。3. 集団性のある優良農地内でないことです。(4)人為的に無断転用された土地で、その転用行為からおおむね20年以上が経過し、農地への復元が著しく困難であり、かつ、他法令の許認可を受けているか又は、受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地。(5)農地転用許可不要案件として処理した土地について、現況が非農地である旨の証明を必要とする場合。(6)前各号に掲げるもののほか、農業委員会が農地行政上も証明書の交付をやむを得ないと特に認めるものです。本案件は、人為的に無断転用された土地で、その転用行為からおおむね20年以上が経過し、農地への復元が著しく困難であり、かつ、他法令の許認可を受けているか又は、受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地であるということで提出されたものです。位置図と字図を44～47ページに添付しております。

番号1です。申出人は、御厨町川内免■■■■■■■■■■氏です。申請地は御厨町普住免字中ノ尾■■番 畑 968㎡です。お配りした写真をご覧ください。現地調査は6月19日に行いました。ご覧のとおり、船やトレーラー用のコンテナ、資材などが置いてある状況です。資材置場となった経緯ですが、平成13年11月から土木建築業者が資材置場として利用していたが数年後に資材を残したまま音信不通になりその後平成30年2月から■■■■■■■■■■氏が資材置場として利用しているとのことです。非農地証明交付の要件確認ですが、非農地証明事務取扱基準 第3証明基準の(4)人為的に無断転用された土地で、その転用行為からおおむね20年以上が経過し、農地への復元が著しく困難であり、かつ、他法令の許認可を受けているか又は、受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地。に該当するため、申出のとおり非農地証明を交付して差し支えないものと考えます。

番号2です。本案件は、おおむね10年以上耕作放棄され、かつ、将来的にも農地として使用することが著しく困難な土地であるということで提出されたものです。申出人は、星鹿町下田免■■■■■■■■■■氏です。申請地は星鹿町下田免字柏木■■番と■■■■■■■■■■と■■■■■■■■■■の3筆です。お配りした写真をご覧ください。現地調査は6月19日に行いました。ご覧のとおり、■■番は雑草がたくさん生えており雑種地となっています。■■■■■■■■■■と■■■■■■■■■■は公衆用道路として利用されていました。このようになった経緯ですが、墓地は昭和年月日不詳頃から墓地として利用されている。畑は昭和53年頃まで花、野菜を栽培していたが、昭和58年頃石積み等整地した後は耕作されず放置状態になっているとのことです。非農地証明交付の要件確認ですが、第3証明基準の(3)おおむね10年以上耕作放棄され、かつ、将来的にも農地として使用することが著しく困難な土地のうち、次の全ての要件を満たすものに該当するため、申出のとおり非農地証明を交付して差し支えないものと考えます。以上、ご審議をお願いします。

【議 長】

事務局からの説明が終わりました。事件番号1番について、地元委員の推進委員2番、山下委員からのご意見を伺う予定でしたが、本日欠席されておりますので、代わりに事務局からの説明をお願いします。

【事務局】

昨年の10月頃に非農地証明で隣の土地のところを確認した時に、既に船やトレーラー用のコンテナ等が置いてあり、もう資材置き場として利用されているとのことで、農地としての復元は不

可能であると思われますので、非農地証明を交付して差し支えないものと考えますとのことでした。以上です。

【議 長】

それでは事件番号1番について、現地を確認された委員さんのご意見を伺いたいと思います。農業委員8番、崎村委員お願いします。

【崎村委員】

農業委員8番、崎村です。19日に現地確認に参りました。現状から農地として利用できず、非農地証明を出せる農地だと思います。ご審議のほどお願いいたします。

【議 長】

有難うございました。それでは次に事件番号2番について、地元委員さんからのご意見を伺いたいと思います。推進委員1番、川久保委員お願いします。

【川久保委員】

推進委員1番、川久保です。■■■さんの現地確認に行きました。事務局の説明のとおりですね、間口も狭くて10年以上耕作放棄が続いてるということで、現状、農地としては無理じゃないかと私は思いました。ご審議のほど宜しくお願いいたします。

【議 長】

有難うございました。それでは次に事件番号2番について、現地を確認された委員さんのご意見を伺いたいと思います。農業委員10番、宮本章委員お願いします。

【宮本委員】

農業委員10番、宮本です。事務局の方から説明されましたとおり、非常にこの土地としては農地として利用することが難しい土地だと感じましたので、ご審議方お願いいたします。

【議 長】

有難うございました。それでは次に事件番号1番から2番までを一括して審議いたします。各委員さんから何かご意見はございませんでしょうか。

無いようですので、議案第31号非農地証明願については、非農地証明を交付するものといいたします。

続きまして4ページ、議案第32号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてを議題といたします。それでは事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】

議案第32号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてご説明いたします。議案書は4ページから27ページをご覧ください。農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するというものです。A to Bの契約が9件の計画となっております。最初に農地の出し手をまとめて一覧表に記載し、その後ろに農地の借り手ごとの経営状況等をそれぞれ記載していますので、権

利の設定内容及び借り手の経営状況等も併せてご確認いただきますようお願いいたします。以上、ご審議よろしくをお願いいたします。

【議 長】

事務局からの説明が終了しました。ここでしばらく時間を取りますので、担当地区分の資料のご確認をお願いいたします。資料は5ページから17ページまでです。宜しく申し上げます。

はい、それでは各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。無いようですので、議案第32号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請については、長崎県農業振興公社へ本計画を定めるように要請することといたします。続きまして28ページ、議案第33号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてを議題といたします。なお、農業委員会法第31条の規定により農業委員本人、又は同居の親族に関する事項については、その事項に参与する事が出来ないとなっていますので、ここで関係委員さんの退室をお願いいたします。農業委員17番、山内委員の退室をお願いします。

（山内委員 退室）

それでは、事務局の説明をお願いします。

【事務局】

議案第33号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてご説明いたします。議案書は28ページから37ページをご覧ください。農業委員関係分となっております。農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するというものです。AtoBの契約が1件の計画となっております。最初に農地の出し手をまとめて一覧表に記載し、その後ろに農地の借り手ごとの経営状況等をそれぞれ記載していますので、権利の設定内容及び借り手の経営状況等も併せてご確認いただきますようお願いいたします。以上、ご審議よろしくをお願いいたします。

【議 長】

事務局からの説明が終了しました。ここでしばらく時間を取りますので、資料のご確認をお願いいたします。資料は28ページから37ページまでです。宜しく申し上げます。

はい、それでは各委員さんから何かご意見はございませんでしょうか。無いようですので、議案第33号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請については、長崎県農業振興公社へ本計画を定めるように要請することといたします。山内委員、入室をお願いします。

（山内委員 入室）

続きまして38ページ、議案第34号荒廃農地踏査による農地法第2条第1項の規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

議案第34号荒廃農地踏査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてです。非農地通知申出書の提出がありましたので、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するかどうかをご審議いただくものです。お配りしている写真をご覧ください。番号1～4は隣接しているためまとめて説明します。申出人は、長崎県松浦市御厨町里免■■■■■■■■■■氏で、土地の所在は番号1が御厨町里免字長峯■■■■番 畑 439㎡、番号2が御厨町里免字長峯■■■■番 畑 386㎡、番号3が御厨町里免字長峯■■■■番 畑 634㎡、番号4が御厨町里免字長峯■■■■番 畑 145㎡。現況地目はすべて原野ということでした。6月19日に現地確認を行いました。

た。番号1～3は、進入路が狭く、ほかの人の敷地を通らないといけなためトラクターなどの農業機械を使用することが困難で継続した営農が見込めない状況でした。番号4も雑木が生えており進入路が見つからない状況でした、ですので農業機械を使用することが困難なため番号1～4は現況原野で非農地判断して差し支えないものと思われます。以上、ご審議をお願いします。

【議 長】

事務局からの説明が終わりました。地元委員の意見を伺いたいと思います。番号1番から4番について、推進委員6番、長谷川委員をお願いします。

【長谷川委員】

推進委員6番長谷川です。19日に事務局と一緒に現地確認しました。1、2、3、4は[]教会の近くになっておりまして、まず、道が無いという事ですね、周りがほとんど住宅地で下から家が建っている状態で、1、2につきましては民家の中を歩いていかないと行かれない、そして進入する時にも人が1人通れるくらいの階段を結構歩かないと入られないという事で、写真以上に急傾斜地ということで周辺の住宅とかから考えると農地としては利用できないと思っています。また、4番につきましても墓地の中を歩いて行かないと行かれないという事で3、4については山林化している状態でした。以上です。

【議 長】

ありがとうございました。只今地元委員さんからのご意見がございました。各委員さんから何かご意見はございませんでしょうか。

無いようですので、議案第34号荒廃農地踏査による農地法第2条第1項の規定する「農地」に該当するか否かの決定については非農地通知を交付することといたします。続きまして39ページ、議案第35号松浦市遊休農地解消事業補助金交付要綱（案）の制定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

議案第35号松浦市遊休農地解消事業補助金交付要綱（案）の制定について説明をさせていただきます。今年度の新規事業といたしまして、松浦市単独で行う遊休農地解消事業を準備しておりましたところ、6月市議会におきまして予算成立となりました。これを受けまして、遊休農地解消事業を実施をするにあたり、松浦市遊休農地解消事業補助金交付要綱を制定するというものでございます。要綱を簡単に説明させていただきます。事業内容につきましては、地域計画で農業を担う者に位置付けられている者又は位置付けられる見込みのある農業者が、市内の遊休農地を解消する取り組みに対して、補助金を交付するというものでございます。対象となる農業者は、地域計画で農業を担う者に位置付けられたもの又は位置付けられる見込みのある農業者で、市内に住所を有し、市税の滞納が無い方となっております。対象となる遊休農地は、地域計画区域内にあって農業を担う者が位置付けられていないこと、農林課の松浦市農地有効利用支援整備事業補助金の交付を受けたことがないこと、解消後はバンク法に基づき賃借権又は使用貸借権を設定すること、こちらは概ね5年以上です。それから申請地につきましては、おおむね5アール以上あること、これらを満たす農地としております。対象経費は食糧費を除く事業に要した実際の経費（実費）とし、補助金額としては、1アールあたり4,300円（反に43,000円）、それから1件当たりの上限として43万円、約1ヘクタール分としております。令和8年度の予算は現在86万円としておりまして、面積で言うとおおよそ2ヘクタール分を予定しております。

以上、松浦市遊休農地解消事業補助金交付要綱の制定についてご審議をお願いします。なお、本総会で承認された場合、本日付けで告示を行うと伴に、7月15日頃に農政協力員さんを通じて全戸に回覧をし、事業の周知を図りたいと考えております。宜しくお願いいたします。

【議 長】

事務局の説明が終了しました。各委員さんから只今の報告について何かございますでしょうか。

はい、無いようですので、議案第35号松浦市遊休農地解消事業補助金交付要綱（案）の制定については、別紙のとおり制定することといたします。表題のカッコ案の削除をお願いします。なお、施行日は令和8年6月26日といたします。

以上を持ちまして本日の付議事項について審査決定いたしました。続きまして協議事項に入ります。事務局からお願いします。

【事務局】

【協議及び事務連絡】

- ・農業委員会の旅行について（九州管内で1泊2日で実施する）
- ・農業委員・農地利用最適化推進委員の募集について（募集要項の配布）
- ・令和8年度地域計画の区域見直し等に係る協議の場について（参集に向けた声掛けを）
- ・年金パンフレット等の配布について（推進用）
- ・空きハウスの情報提供について（再来週くらいまでに）

【議 長】

丁度1時間が経過しました。それでは本日の総会は終了します。来月の総会は、令和8年7月24日金曜日、13時30分、場所は市役所水道課の2階市民ホールとなっておりますので、お間違いの無いようお願いいたします。本日はどうもお疲れさまでした。

〈 閉会の時刻 〉 14 時 31 分

